

簡易評価型プロポーザル提案書評価要領
(長岡市健康アプリ開発及び運用等業務委託)

1 目的

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により委託事業者を決定する場合における提案書の評価方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

2 事業者の選考

- (1) 企画提案書及びプレゼンテーションの評価及び事業者の選考は、本市の職員で組織する選考委員会を設置して行う。
- (2) 選考委員会の委員は別に定め、健康増進課が庶務を行う。
- (3) 選考委員会は、企画提案書の提出者かつプレゼンテーションの参加者の中から、最も優秀と認められる事業者1者を選考する。

3 選考方法

- (1) 提案内容が要件を満たしていない場合は失格とする。
- (2) 企画提案書の記述項目及びプレゼンテーションの内容に関して、選考評価基準を基に各委員が採点する。
- (3) 採点結果が50点を下回った場合は失格とする。
- (4) 各委員の評価点を平均して算出したもの(少数第2位を四捨五入)を参加者の評価点とし、評価点の最も高い事業者を最優秀者として決定する。
- (5) 評価点と同点となった場合は、各評価員による選考投票で過半数を占めた参加者を最優秀者として決定する。1回目の投票で過半数を占めた参加者がいない場合は、最多得票数の参加者と次点の参加者で決選投票を行い決定する。
- (6) 提出された提案書が1件であった場合については、プレゼンテーション及びヒアリングをした後、選考委員会において審査、評価の上、協議し、適切と認めたときは、優秀な提案者として選考する。

4 選考評価基準

		評価項目	配点
業務実績等		・本業務の内容と同種または同等の受託実績があるか。	5
提案書	基本事項	・提案内容が具体的かつ実現性のあるものになっており、業務に対して意欲や積極性はあるか。 ・業務を遂行するための実施体制、連絡体制は適切か。 ・従事者は十分な専門知識、資格を有しているか。 ・適正なセキュリティ対策を行う体制等があるか。 ・事業内容及び目的の理解や知識が十分にあるか。	20

	<p>アプリの開発・機能</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に記載した、機能要件を満たしているか。 ・ポイントの設定・付与に関して、市の要望に応じて柔軟に対応できるか。 ・仕様書に記載した、管理機能要件を満たしているか。 ・アプリの登録、利用促進及び参加継続のための工夫がされているか。 ・仕様書に記載されている内容以外に、本事業実施において有益な独自機能や追加提案があるか。 	30
	<p>運用・保守</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者及び本市に対して、適切な運用・保守サービスが提供される体制が整っているか。 	10
	<p>インセンティブの提供</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・デジタル地域通貨「ながおかペイ」との連携が可能であり、アプリ上でインセンティブの提供ができるか。 ・商品券等のインセンティブの調達が可能であるか。 	15
	<p>事業評価</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理システムから容易に結果データ等を抽出できるか。 ・結果データ等から分析を行い、事業の効果検証ができるか。 ・分析結果等をもとに、提案や助言ができるか。 	10
<p>見積書</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・開発費用の見積価格は適正か。 ・運用費用の見積価格は訂正か。 	10
<p>合計</p>			100